

意見交換会議事録

日時 令和4年7月2日（土） 午前10時～午前11時30分

場所 中央生涯学習センター 2階市民ギャラリー

参加者 12名

- ・ 条例検討委員 福嶋会長、長谷副会長
- ・ 傍聴 松本副市長、市職員2名、自分ごと化会議メンバー1名
- ・ 市事務局 自治振興室 藤田室長、田邊室長補佐、西村総括主査、赤松主査
- ・ 構想日本 石渡、田部井

発言録

1. 開会

2. 議事

(1) 当日配布資料確認

事務局より説明

(2) 条例骨子案に関する説明

条例検討委員会福嶋会長より説明

(3) 意見交換

(市民) 内容は、すばらしいと思ったが、地域コミュニティの活動をしている中での足枷は、個人情報の保護。地域コミュニティの活動は防災など、安心安全の取り組みが中心となっている。その中で、一番大変なのが個人情報のことである。この条例で何か対応ができることはないだろうか。

(福嶋会長) 長岡京市にある個人情報保護条例の規定をこの条例で何か対応するということはできなくないと思うが、なかなか難しい。個人情報保護条例も改正時期である。ご意見を踏まえて、このタイミングで個人情報保護条例に反映していくというほうがいいのではないかと、思う。この件について、市は現在どのような状況か。

(市事務局) 現在、改正に向けて進めているところ。まだ詳細が出ていないのでこの場でお答えできない。実際にコミュニティの方がどこで困られて

いるのか、ということをご相談いただき、一緒に考えていければと思う。

(市民) 現在の話で、市から、要配慮者支援名簿というのが自治会へ配布されている。現場としては、自治会長が一人で動けるわけではない。もし何かあった時に要支援者をご近所の方に助けていただくというのが現実的だとは思っている。では、この要配慮者がここにいるので、何かあった時はお願いね、ということができればいいと思うが、本人としては、大っぴらに知らせてほしいと思っているわけではないと思う。とても難しい問題である。たとえば、この条例で具体的なところを細則的なものでどうにかできないか。

(市民) 現状では、要配慮者の方が出している名簿には、支援者として遠くにいる家族を記入していたり、白紙で出していたりする方も多い。このような中で、実際に助けに行く人がいないということはある。

(長谷副会長) 実際にこの「要配慮者支援制度」については、完璧に出来上がっているわけではない。

(福嶋会長) この条例では、自治会の役割の中に、「災害時にも協力し合える」という文言を加えた。自治会で改めて議論していただき、どういう体制がいいのか、ということをご提案してもらえればよい。行政の責務としては、必要な支援をするということは、すべきことである。そういう議論の根拠にこの条例を使ってもらえればよい。細かい課題を解決するというよりはそういう性格の条例だと思っている。

(市民) なぜ、この現状で条例を作ろうとしているのか、ということをご一定納得してもらい、各自治会で「それではこういう風にかかわってほしい」となると思う。前文を読んでいると、「つながりが希薄でそれが切迫していく」ということ、そして「担い手が減っている」ということかなのかと思うが、それで認識はあっているか。

(福嶋会長) おっしゃる通りだと思う。この条例の議論が始まった、一番の理由としては、自治会の加入率が下がっているというのが大きかったと考えている。この条例を作って加入率が上がるわけではないと思うが、この条例を使ってもらえれば、と思う。市からはどうか。

(市事務局) 会長からもあったが、現在、市の自治会の加入率は50%程度。自治会やコ

コミュニティの担い手も高齢化してきている。若い人は、昼間は外で働いているし、まちに関心を持っていない人も多い。また団体に関わるのを敬遠しがち。

(福嶋会長) 全国的に同様の状況である。市としては、今後人口も減り、税収も減るため、これまでと同じようなサービスができないから地域で頑張ってもらいたいと思っている。一方、自治会のほうでは、高齢化してきたから市で何とかしてほしいと思っている。それぞれに溝ができてしまっているところで、この議論に入った。

(市民) 世界はSDGsということを決めている。私は、条例化されたのは、SDGsの地域版かな、と思っていた。地域みんなの共通目標を定める、というのが大きなトリガーではないかと思うが。

(福嶋会長) あえて「共通目標」の種類を2種類に分けるとしたら、①どんな長岡京市にしていくか、②どんな体制(仕組み)でやるのか、というものになると思うが、今回の条例は、②どんな仕組みでやるのか、というほうを定めるものだと思っている。どんな長岡京市にしていくか、については、総合計画というのがあると思う。その具体的なまちの姿に近づけていくためにどのような仕組みでやっていくか、ということになるのかな。

(市民) 期待する役割と書かれているということは、具体的な行動を求めていると思う。

(市民) 2点聞きたいことがある。1つは、若年層は、自治会を経由しなくてもデジタル化しており、情報を取りに行くことができる。自治会に入っている意味がないということになる。例えば自治会を通して情報を伝達していくということであれば、メリットはあるとも思うが。5年後、10年後、行政はどのようにしていくつもりか。

2つめに、たとえば友岡では、自治会世帯が1,200軒ある。自治会として大切なのは、フェイストゥフェイスだと思っている。そのためには、先ほどの要配慮者支援についても200軒くらいが限度だと思っている。

また、ますます高齢化していく中で、先ほどもあったように要支援者を確保するためには自治会の役員や民生児童委員を経験した人を要支援者としていくなどしないと回っていかないと思う。

- (福島会長) まず、自治会は規模が大きすぎるよりもそこそこの規模の方がいいのではないか、ということであったと思う。ただ、この条例は自治会の規模ややり方を定めるものではない。そういったことも議論をしていただき、自治会から市の方に提案をしていくということになるだろうと思う。同じ話にはなるが、市はそのような自治会の活動について支援する責務がある。デジタル化については、たしかに自治会で情報伝達が必要なくなるという時代の変化はあると思う。市がどのように対応していくか、という点についてはどうか。
- (市事務局) 現在、LINE アカウントで多くの人に情報発信をしている。市の広報も自治会員だけではなく、全戸配布となっている。そういう意味では、自治会に入っているメリットというものはないのかもしれない。ただ、デジタルデバインドと言って、デジタル化についていけない人たちの対策も必要である。そういう意味では、回覧というようなこれまでのやり方も必要になってくるとは思う。
- (福島会長) 自治会は、ネットについていけないという人を助ける、ということだけでなく、一方でネットが発展すればするほど、対面が重要になっていくということもある。そうなれば、先ほど言われたように地域では小さく取り組むというということが必要になってくるのかもしれない。
- (市民) 情報伝達については、どんどんデジタル化していけばいいと思う。自治会としては、高齢者対策や要支援など、必要なところに力を傾けていければと思う。
- (市民) 私は梅が丘に住んでおり、民生委員をしているが、梅が丘には、自治会がないため、自治会があるところは、どのような動きがあるのか知りたくて来た。梅が丘では今後、「LINE」に登録してもらい、回覧板などの情報を回したり、行事の案内をしたり、というようなことをしたいと考えている。このように勝手に「自治会」を作ることができるのか。
- (市事務局) 市の補助金をもらうという支援を受けるための自治会には条件はあるが、そういうものではなく、町内会など、自治会的なというのを作るのは自由。ただし、補助金などの支援は市からはない。
- (福島会長) 今後、LINE だけで自治会をつくる、というようなことも出てくるのかも。

ただその時に課題になるのが、デジタル化に対応できない人たちの支援になると思う。

(長谷副会長) 名古屋大学の中田実先生の本では、自治会の存在意義としては、地域の利益集団の代表という意味合いが強いとなっている。そのため、本来は、地域全体の総意で（全員が加入している）あるべきだが、加入するかしないか、というのは強制できないという判例が出ている。

ほかにも、地域のレクリエーションなどを行う親睦機能、施設管理機能（道路、河川、公園、環境美化、街灯等の管理）などの機能が自治会に求められている。

しかし、すべての機能を満たしている自治会は実際のところはないだろう。自治会を作るメリットはあるか、とよく聞かれるが、正直、メリットはそうないと思う。地域の人たちのお互いの顔を見られる関係性を作れること、それが生活するための安心につながるということがメリットなのではないか。

(福嶋会長) 今、言われた機能は、中田先生の1つの考え方であり、いろいろなあり方があると思う。防災とゴミ収集だけに特化するとか、情報提供は、すべて市で行い、先ほどおっしゃったような、リアルな部分は自治会が担う、という形もあるかもしれない。

(市民) 自治会の役割で、災害時の対応ということがよく言われるが、そのためには、日ごろの付き合いが大切。自治会の在り方というのは、今日いろいろと出たが、隣近所との付き合いをしていけば、いざ災害となっても特段問題はないと思っている。そのために今後も回覧板などを通してフェイストゥフェイスで繋がっていくということが必要なのだと思う。条例の書き方としては、この内容でいいのではないかと思う。

(市民) 条例が定められて、このあとの評価はどうなるのか。また見直しがあるのか、や細則などは定められる予定なのか。

(福嶋会長) 評価については、現時点では定めていない。
見直し条項を入れている条例もあるが、現時点ではそれは定めていない。入れた方がいいのかどうか、検討委員会で検討させていただければと思う。
今回の条例は理念を定めているのが中心で、細則などを定める内容では

ないと思うが、この条例の解説書や動画などを作り、条例の意味を説明する
ようなものを作りたいということは議論の中で出ている。

(市民) 「〇〇に期待する役割」などとなっているが、もう少し詳しく書いてある
方が分かりやすいのではないか、という風に思っていた。

(福嶋会長) まさにそのような解説ができるようなものを作る、という方向にはなっ
ている。
本日、いただいた内容については、条例検討委員会で検討させていただけ
ればと思う。ありがとうございました。

4. 閉会